

国民年金保険料を納めるのが困難な場合は… 保険料の『免除制度・猶予制度』 を利用しましょう

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付を免除・猶予する制度がありますので、ご利用ください。

もしも免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、障がいや死亡など不慮の事態が生じたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。

免除制度

●全額免除制度

前年の所得に基づき、保険料の全額（月額1万5,100円）を免除します。

※全額免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が2分の1として計算されます。

●一部納付（一部免除）制度

前年の所得に基づき、保険料の一部を免除します。
※一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付（月額3,780円・年金額は8分の5）
- 2分の1納付（月額7,550円・年金額は4分の3）
- 4分の3納付（月額1万1,330円・年金額は8分の7）

※一部納付（一部免除）制度は、保険料の一部を納付することで、残りの納付が免除される制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除も無効（未納と同じ）となり、将来の老齢基礎年金の額には反映されません。また、障がいや死亡など不慮の事態が生じた場合、年金を受けることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

▶**手続きに必要なもの** 年金手帳または納入通知、印鑑、失業の場合は『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険被保険者離職票』の写し

※転入などにより所得が確認できない場合は、所得証明書、源泉徴収票の写しなどが必要になります。

※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

若年者納付猶予制度

20～29歳の方で、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件により、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

納付猶予承認期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されません。

▶**手続きに必要なもの** 免除申請の手続きと同じ

※免除制度、若年者納付猶予制度が承認された期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができます。

▶**提出先** 年金・長寿医療グループ、各支所

問い合わせ

年金・長寿医療グループ（☎⑤ 2 1 3 7）

『広報モニター』を募集
しています

▼期間 平成23年3月号まで

▼対象 市内居住の方

▼定員 4人（申込順）

▼内容 『広報のぼりべつ』に対するご意見やご感想を、毎月、所定の調査票に記入し、提出していただきます

※報酬はありません。

▼申し込み 情報推進G（〒059-1870-1 中央町6丁目11番6号）
586-1108・Eメール
pr@city.noboribetsu.lg.jp

無料法律相談

交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの相談を弁護士がお受けします。

▶**担当弁護士** 芝垣 美男弁護士

場 所	日 時	定 員	申込期限
鉄南ふれあいセンター	8月14日(土) 9時30分～12時	6人 (申込順)	7月30日(金) までに電話で
担当弁護士事務所	8月3日(火)以降、ご本人から弁護士に相談日予約の電話をしていただけます。	6人 (申込順)	

くらしの無料相談 ～北海道行政書士会室蘭支部主催～

相続や遺言、各種契約など官公署に提出する書類について、行政書士が相談をお受けします。

▶**日時** 7月24日(土) 9時30分～12時

▶**場所** 鉄南ふれあいセンター

▶**定員** 10人（申込順）

▶**申込期限** 7月23日(金)

※直接会場にお越しいただいても相談できますが、できるだけ事前にお申し込みください。

市民・消費生活相談

市民生活や消費生活・多重債務に関する相談を随時受け付けています。

また、DVに関する相談も受け付けていますので、もし、あなたが配偶者や恋人から暴力を受けているなら、一人で悩まず相談してください。

なお、消費生活に関する相談は、消費生活センター（市民サービスグループ内☎⑤ 3 4 9 1）や登別消費者協会（労働福祉センター内☎⑤ 8 3 0 7）でも受け付けています（登別消費者協会の相談日時は、火～金曜日 10時～16時）。

申し込み・問い合わせ

市民サービスグループ（☎⑤ 2 1 3 9）